第４　計画推進のための基本的事項

１　計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず，等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人と

して尊重されるよう，障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が生きがいを

持ち，自立し，安心して暮らせる共生社会の実現」という理念のもと，障がいの

ある人がその有する能力と適性に応じ，自立した日常生活または社会生活を営む

ことができるよう，必要な障がい福祉サービスおよび障害児通所支援の提供を

はじめとするさまざまな支援を行います。

２　計画の基本的な方向

障がい者基本計画では，障がいのある人に対する施策の基本的な方向として，基本的人権の尊重を根底に置き，「地域生活の支援体制の充実」，「自立と社会参加の促進」，「バリアフリー社会の実現」の３つを掲げています。

障がい福祉計画では，この基本的な方向を踏まえ，地域全体で障がいのある人の生活を支えていくため，次の５つを基本的な方向と定め施策の推進を図ります。

1. 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため，障がいのある人の自己決定を尊重し，その意思決定

の支援に配慮するとともに，障がいの種別や程度にかかわらず，必要な支援を受

けながら，自らの意思で住みたい場所を選び，自立し社会参加することができる

よう，相談支援体制をはじめ，障がい福祉サービスなどの充実を図ります。

1. 障がい種別によらないサービス提供の推進

障がい種別によらない制度の一元化のもとで，障がい福祉サービス等の実施

　　主体として，北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障がい福祉サービス

等の充実に努めます。

1. 包括的な支援体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から，地域生活への移行や就労支援に関する

サービスの提供体制を整備するとともに，保健，医療，福祉，労働，教育等の

関係機関が連携し，障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの確立を

めざします。



1. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け，制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保，および専門的な支援を要する人や子どもに対して，各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築をめざします。

1. 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

　　障がいのある子どもおよびその保護者が，身近な場所で，それぞれのニーズに応じた，質の高い専門的な支援を受けることができるよう，障害児通所支援等の充実を図ります。

　　また，障がいのある子どもが，障害児通所支援を利用し，地域の保育，教育等の支援を受けられるようにすることで，障がいの有無にかかわらず，全ての子どもが共に成長できるよう，地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

　　